



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイホールディングス
代表者名 代表取締役社長 澤畑 輝彦
(コード：2721、東証ジャスダック)
問合せ先 取締役 高木 宏
(TEL. 03-6430-3461)

第三者委員会による調査報告書の受領に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 21 日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」にて公表致しましたとおり、当社役職員の法律知識の不足等を原因とする社内手続き及び適時開示の不備が発生したことから、今回問題となった取引をはじめ、過去に同様の事案の発生の有無について事実関係を確認するとともに、問題点を調査分析することが必要であると判断し、当社と利害関係を有さない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

今般、第三者委員会より、平成 28 年 2 月 12 日付にて調査の結果判明した事実関係及び問題点の指摘と再発防止のための提言を目的とする調査報告書（以下「本報告書」といいます。）を受領致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 本報告書の内容

第三者委員会より受領した本報告書の内容につきましては、「調査報告書」のとおりであります。

2. 第三者委員会の調査結果を受けた当社の対応方針

当社は第三者委員会の調査結果を真摯に受け止め、指摘されている事項及び再発防止のための提言に沿って、必要な改善措置を講じてまいります。

具体的な改善措置の公表につきましては、平成 28 年 3 月下旬を予定しております。

なお、今回の調査の結果、適時開示が必要であるにも関わらず、適時開示がなされていない事案が 2 件識別されました。当該事案については、本日付け「資金の借入に関するお知らせ」として開示を実施致しました。

3. 今後の見通し

第三者委員会による調査対象期間は、過去 5 年間（平成 23 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日）の資金取引を対象とし、社内手続違反及び適時開示義務違反の有無について調査を実施致しました。なお、当該調査の結果を受けて、平成 27 年 12 月期及び過年度の財務諸表及び連結財務諸表の訂正が必要となる事項は識別されておられません。

株主様、投資家をはじめ取引先及び市場関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。今後は全社をあげて改善措置を実行し、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解頂き、倍旧のご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以 上

株式会社ジェイホールディングス 御中

調査報告書

平成28年2月12日

株式会社ジェイホールディングス 第三者調査委員会

委員長

澤 井 康



委員

山 勝 幹



委員

伊 藤 英



目次

内容

第1	本件調査の概要	1
1	第三者委員会設置の経緯	1
(1)	ファイナンスの際の適時開示再点検	1
(2)	北日本地産株式会社との間の資金移動	1
2	当委員会の構成	2
3	日弁連ガイドラインへの準拠	2
4	当委員会の調査目的	2
5	当委員会の調査期間	2
(1)	調査対象期間	2
(2)	調査実施期間	3
6	当委員会の調査方法	3
(1)	情報の検証	3
(2)	ヒアリング	3
(3)	当委員会による登記簿の取得	3
7	調査に関する留意事項	4
8	会社概要	5
(1)	沿革	5
(2)	グループ・事業概要	6
(3)	組織図	6
(4)	役員の推移	7
(5)	大株主の推移	8
第2	調査の結果	9
1	訂正開示に至った出入金取引についての事実確認	9
(1)	前提となる事実	9
ア	北日本との関係について	9
(ア)	資本関係について	9
(イ)	人的関係について	9
(ウ)	取引関係について	9
イ	ジェイホールディングスと北日本との平成27年8月12日付け消費貸借契約について	9
ウ	平成27年9月7日付け第三者割当による新株予約権発行決議について	10
(2)	本件出入金に至る経緯	10
ア	北日本からジェイホールディングスに対する依頼内容	10

イ	本件出入金を行うことについてのジェイホールディングスにおける意思決定過程	10
ウ	本件出入金を行った平成27年10月1日当時のジェイホールディングス取締役等の認識	11
(3)	本件出入金に先立って行われた第三者割当増資取得資金の口座間移動について	11
ア	口座間移動がなされた経緯	11
イ	本件ファイナンス資金の管理	12
(4)	本件出入金の問題点	12
(5)	本件出入金の法的性質	12
(6)	会社法上の問題点	12
ア	本件出金について	12
イ	本件入金について	13
(7)	社内規程上の問題	13
(8)	適時開示における資金使途に係る問題点	14
(9)	当委員会の所見	14
2	資金取引に関する類似行為の調査	15
(1)	具体的な調査方法	15
(2)	調査結果	15
ア	過去5年間の資金貸借取引（グループ会社間の資金移動を除く）の確認	15
イ	重要な出入金取引の確認	16
3	内部管理体制の調査	17
(1)	関係者へのヒアリング	17
(2)	ヒアリング結果	17
ア	現在の取締役、監査役、管理担当職員	17
イ	既に退任した役員、管理担当職員に対する電話によるヒアリング	18
(3)	関連書類の閲覧	19
(4)	閲覧結果	20
ア	取締役会議事録	20
イ	諸規程一式	20
ウ	各種契約書（主に金銭消費貸借契約書）	21
第3	原因及び背景	22
1	役員陣のガバナンス意識の不十分さと内部管理業務に関する不見識	22
(1)	管理担当専任役員がいないこと	23
(2)	役員の見識と管理業務に関する専門知識の不足	23
(3)	取締役会について	23
(4)	監査役会について	24
2	内部管理体制における問題	24
(1)	専任かつ専門能力を有する管理担当者の不在	24

(2) 人材の定着	24
(3) 必要な内部管理業務等の不徹底	25
第4 再発防止策	26
1 役員陣の見識の向上施策の実施と専門家人材の登用	26
2 内部管理体制の充実と徹底	26
3 適時開示対策チームの本格的な稼働	26
第5 責任論	28
第6 総括	29

第1 本件調査の概要

1 第三者委員会設置の経緯

(1) ファイナンスの際の適時開示再点検

株式会社ジェイホールディングス（以下、「ジェイホールディングス」という。）は、平成27年9月7日の「第三者割当による第1回新株予約権発行ならびに当社連結子会社と株式会社エーネット及び株式会社クロスウォークとの業務提携基本契約の締結に関するお知らせ」の開示をなすにあたって、関係当局へ事前相談をなした際に、内部管理体制及び適時開示体制の整備に関する指導を受け、ジェイホールディングス内において「適時開示対策チーム」を発足させ、過去の情報開示に関する精査を実施した。その結果、8月14日の「(訂正)「固定資産の譲渡及び特別利益の計上に関するお知らせ」の訂正について及び当社子会社の運営するフットサルコート（相模原店）の事業譲渡のお知らせ」及び、8月18日の「当社連結子会社による固定資産の取得に関するお知らせ」の開示をなすに至った。このため、再発防止策¹等を策定するとともに、複数件に及ぶ不適正な開示を行った責任の所在を明らかにするため、9月11日に取締役の懲戒処分を実施した。

(2) 北日本地産株式会社との間の資金移動

ジェイホールディングスでは、平成27年8月12日付で北日本地産株式会社（以下、「北日本」という。）より50百万円を借入れた。その後ジェイホールディングスでは、9月25日の「第三者割当による第1回新株予約権の払込完了に関するお知らせ」を開示した直後である、10月1日に北日本へ50,136千円の支払いをなし、その後、10月15日に50百万円が北日本から振り込まれた。

ここで当該出入金については、①取締役会に諮られていなかったこと、②開示したファイナンス資金使途と相違していたことから、ジェイホールディングスは監査法人及び顧問弁護士へ事後的に相談し①②の問題があったことを認識するに至り、12月4日に「(変更)「資金の借入に関するお知らせ」の一部変更について」及び「(変更)「第三者割当による第1回新株予約権発行ならびに当社連結子会社と株式会社エーネット等との業務提携基本契約の締結に関するお知らせ」を開示した。

しかしながら、適切な社内手続きを経ない出入金であったことに加え、適時開示における誤りであったことから、直近に策定した再発防止策の有効性に疑義が生じることとなり、ジェイホールディングスとして社内調査のみでは十分ではないとして、当社と利害関係を有さない外部の専

¹ 主な内容は「適時開示対策チームの設置」と「適時開示に関する規程の制定」であった。加えて、社内処分についても報告している。

門家から構成される第三者委員会を設置するに至り、12月21日に「第三者委員会設置に関するお知らせ」を開示した。

2 当委員会の構成

当委員会の構成は、次のとおりである。

- | | | |
|-----|-------|---------------------|
| 委員長 | 澤井 康生 | (弁護士法人 海星法律事務所 弁護士) |
| 委員 | 山勝 幹之 | (東京新生法律事務所 弁護士) |
| 委員 | 伊藤 英佑 | (伊藤会計事務所 公認会計士) |

また、当委員会による調査（以下、「本件調査」という。）の補助者として、ジェイホールディングスと利害関係を有していない河江健史（公認会計士）が調査業務の補助を行った。

3 日弁連ガイドラインへの準拠

当委員会は、本件調査を受任するにあたり、ジェイホールディングスとの間で、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下、「日弁連ガイドライン」という。）に準拠して調査を行う旨を合意した²。

4 当委員会の調査目的

- (1) ジェイホールディングス並びにその連結子会社における過去5年間（平成23年1月1日から平成27年12月31日）における、取引に関する事実関係及び社内手続きを含む内部管理体制の確認、並びに問題点の調査分析
- (2) 上記(1)について、問題点が確認された場合には、その指摘、原因の究明及び再発防止策に関する提言

なお、本件調査は、関係者の法的責任の追及を目的とするものではない。また、本件調査は、経営判断の妥当性を評価・検証するものではない。

5 当委員会の調査期間

(1) 調査対象期間

平成23年1月1日 ～ 平成27年12月31日

² 本件調査の期間中である平成28年1月22日に公表された「「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」（案）の策定について」（日本取引所自主規制法人）におけるプリンシプル（案）の趣旨も踏まえ、調査を実施した。

(2) 調査実施期間

平成 27 年 12 月 22 日 ～ 平成 28 年 2 月 9 日

6 当委員会の調査方法

(1) 情報の検証

当委員会は、本件調査の過程において、調査事項に関係する可能性のある情報について、当委員会が必要と認めた会社資料及び会社データの開示をジェイホールディングス並びにその連結子会社に依頼し、開示を受けた情報に対して検証を実施した。詳細は、「第 2 3 (3)」を参照されたい。

(2) ヒアリング

当委員会は、現在の取締役、監査役、管理部門担当者および、調査対象期間中の過去に在籍していた取締役、監査役、会計担当者等合計 20 名に対してヒアリングを実施した。なお、このうち、10 名の退職者については電話によるヒアリングである。

詳細は、「第 2 3 (1)」を参照されたい。

なお、本文中、関係者は下記の通り記載している。

氏 名	本調査書における表記
ジェイホールディングス代表取締役 澤畑輝彦	澤畑氏
ジェイホールディングス取締役 高木宏	高木氏
ジェイホールディングス取締役 門馬英明	門馬氏
ジェイホールディングス監査役 松本浩美	松本氏
ジェイホールディングス監査役 四方直樹	四方氏
ジェイホールディングス監査役 石井淳一	石井氏
ジェイホールディングス特別顧問 森島雅春	森島氏
北日本地産株式会社	北日本
北日本地産株式会社 代表取締役 Z	Z 氏

(3) 当委員会による登記簿の取得

商業登記簿謄本 11 件

7 調査に関する留意事項

本件調査においては、以下の一般的な限界が存在している。

- ① 本件調査は、ジェイホールディングス及び関係者より基本的には誠意ある協力を得られたものと考えているが、本件調査はあくまで関係者の任意の協力が前提となるものであり、当委員会は強制的な調査権限を有しているものではない。このため、本件調査の結果が、過誤や逸失等を完全に免れ得るものではない。
- ② 本件調査における情報等の開示依頼に対して、ジェイホールディングスは、適時・適切な開示を実施した。また、ジェイホールディングにおいて、本報告書において記載されているものを除き、当委員会の調査対象に関して、本件調査につき重大な影響を生じさせる可能性のある情報の開示が留保された事実はない。
- ③ 本件調査は、6に記載の方法により実施したものであり、それ以外の方法による調査は実施していない。また、6に記載の方法により得られた情報以外の情報をもって、検証を行っていない。

8 会社概要

(1) 沿革

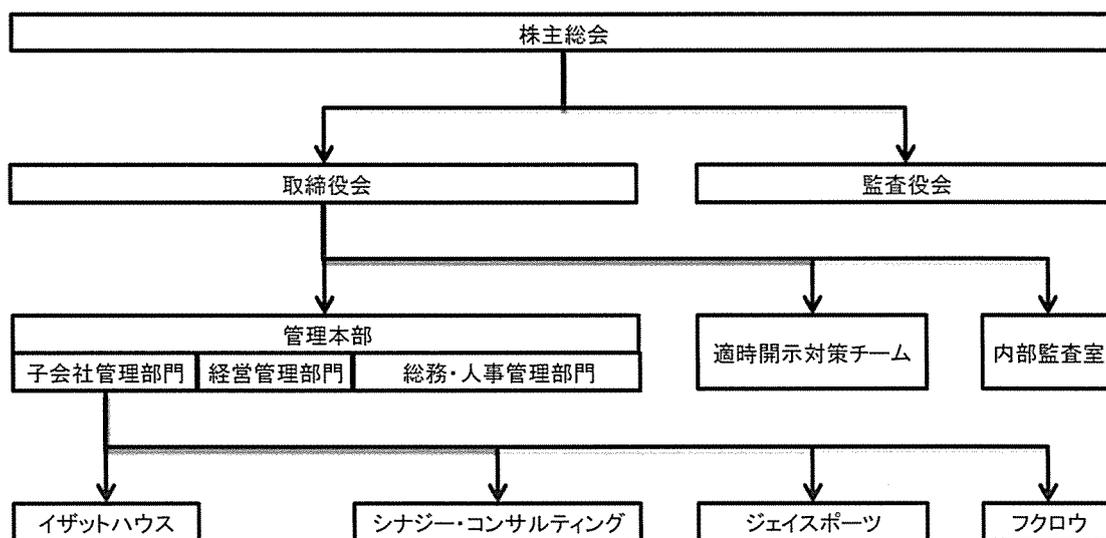
年月	事項
平成5年1月	株式会社イザットを設立、「イザットハウス」をブランド名として、フランチャイズ(以下、FCと略す)本部として経営コンサルティングを開始 資本金50,000千円、本店を東京都中央区日本橋久松町9番8号に置く
平成7年4月	第1号店モデルハウス オープン
平成8年7月	東京都中央区日本橋久松町より日本橋浜町に本店移転
平成9年1月	インターネット・ホームページ開設
平成10年4月	財団法人建築環境・省エネルギー機構(現 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構)の「気密評価Bランク」取得
平成11年4月	財団法人建築環境・省エネルギー機構(現 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構)の「気密評価Cランク」取得
平成11年7月	日本橋浜町より千代田区五番町に本店移転
平成12年2月	財団法人建築環境・省エネルギー機構(現 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構)の「次世代省エネ基準評価」取得
平成12年4月	株式会社ジェイホームに商号変更
平成12年5月	会社の事業部門を連結子会社である株式会社イザットハウス、株式会社ジェイビルダーズ、株式会社メガショップに対してそれぞれ営業譲渡
平成12年7月	株式会社ジェイホーム・ドットコムに商号変更
平成13年3月	株式会社ジェイホームに商号変更
平成13年7月	直営第1号店を千葉県佐倉市に開設
平成13年11月	日本証券業協会に店頭登録
平成14年8月	本社および連結子会社3社ならびに非連結子会社1社を東京都千代田区から東京都新宿区に移転
平成15年7月	「イザットハウス」によるFC事業に加え、「be Style」によるVC事業を開始
平成16年8月	外断熱工法のための住宅建材を独自に開発、製造、販売する専門子会社として、株式会社メガシステムを設立
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所(現東京証券取引所JASDAQスタンダード)に株式を上場
平成18年4月	千葉県佐倉市の直営店を閉鎖
平成20年4月	連結子会社である株式会社イザットハウス、株式会社ジェイビルダーズ、株式会社メガショップ、株式会社メガシステムを吸収合併
平成21年3月	株式会社ダイキョウとの業務提携合意
平成21年7月	東京都新宿区より東京都港区に本店移転 スポーツ事業(フットサル施設運営)を開始 第三者割当増資にて資本金2億26百万円
平成22年5月	スポーツ事業(フットサル施設運営)において、第4号店となる「マリノスフットボールパーク 東山田」営業開始
平成23年2月	株式会社ジェイコンストラクション(現・連結子会社)を設立
平成23年7月	当社の事業部門を吸収分割により、株式会社ジェイコンストラクション(現・連結子会社)に承継し、また、新設分割により株式会社イザットハウスおよび株式会社ジェイスポーツ(現・連結子会社)を設立 当社は持株会社となり、商号を株式会社ジェイホールディングスに変更
平成24年12月	株式会社ジェイコンストラクションが、不良債権不動産の再生・有効活用・売買・賃貸に関する事業を事業譲受により取得
平成25年1月	株式会社ジェイコンストラクションを株式会社シナジー・コンサルティングに商号変更
平成25年2月	株式会社ジェイホールディングスコーポレートロゴを一新 株式会社シナジー・コンサルティングにおいてWeb事業を開始
平成25年3月	第三者割当増資にて資本金2億7,169万円
平成25年6月	連結子会社である株式会社フクロウを設立し、同社が株式会社シナジー・コンサルティングよりWeb事業を譲り受け、同事業を開始
平成25年7月	平成25年7月16日付で行われた大証現物市場の東証への統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に株式を上場
平成26年4月	第三者割当増資にて資本金3億1,169万円

(2) グループ・事業概要

ジェイホールディングスのグループは、純粋持株会社であるジェイホールディングスを頂点として、「イザットハウス」ブランドで住宅事業を営む株式会社イザットハウス、不動産事業を営む株式会社シナジー・コンサルティング、フットサル施設の運営というスポーツ事業を営む株式会社ジェイスports、そしてWeb事業を営む株式会社フクロウの子会社4社で構成されている。

(3) 組織図

ジェイホールディングスのグループにおける、平成27年10月時点の組織図は以下のとおりである。



(4) 役員の推移

<取締役>

氏名	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	就任	退任
加藤篤彦	→					平成19年3月	平成25年3月
(代表)	- - - - ->					平成21年5月	平成25年3月
堀江雄一			→			平成25年3月	平成25年10月
(代表)			- - - - ->			平成25年3月	平成25年10月
澤畑輝彦	→					平成23年3月	
(代表)				- - - - ->		平成25年11月	
高森真子登	→					平成22年3月	平成23年6月
中嶋秀和	→					平成23年3月	平成24年3月
長崎弘志		→				平成24年3月	平成24年8月
藤村厚夫		→				平成24年3月	平成24年8月
高木宏		→				平成24年9月	
松本浩美			→			平成25年3月	平成26年3月
門馬英明				→	→	平成26年3月	

<監査役>

氏名	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	就任	退任
高橋愛子	→					平成22年3月	平成23年3月
高木宏	→					平成22年3月	平成23年3月
松田誠司	→					平成22年3月	平成26年3月
阿部慎一郎	→					平成23年3月	平成24年3月
宮路正	→					平成23年3月	平成24年3月
			→			平成25年3月	平成26年3月
与風夏子		→				平成24年3月	平成24年6月
山口亨		→				平成24年3月	平成24年8月
澤井秀樹		→				平成24年7月	平成24年11月
石井淳一			→			平成25年3月	
四方直樹			→			平成25年3月	
松本浩美				→	→	平成26年3月	

(5) 大株主の推移

氏名又は名称	住所	平成22年12月		平成23年12月		平成24年12月		平成25年12月		平成26年12月	
		所有 株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)								
株式会社STRシステム	東京都港区新橋五丁目30番9号	4,370	32.79	4,228	31.72	4,228	31.72	4,228	26.68	422,800	23.46
大宮 健次	東京都世田谷区	2,777	20.83								
石井 綾也	兵庫県西宮市	1,700	12.75								
株式会社シーアンドフレア	東京都港区北青山3丁目13-7	1,193	8.95								
白石 明彦	東京都杉並区	401	3.00								
佐藤 由理	東京都渋谷区	251	1.88								
服部 仁士	埼玉県さいたま市	137	1.02								
木村 勇登	大阪府大阪市	128	0.96								
スタンダードチャータード銀行	東京都千代田区永田町2丁目11-2山王パークタワー21階	117	0.87								
日建ホーム株式会社	千葉県我孫子市湖北台3丁目3-6	102	0.76								
森島 雅春	広島県広島市東区			1,193	8.95	1,193	8.95	790	4.98	79,000	4.38
赤村 剣	京都府相模郡精華町			654	4.90	654	4.90				
高木 宏	東京都大田区			600	4.50	600	4.50	600	3.78	60,000	3.33
毛利 友和	東京都港区			600	4.50	600	4.50	400	2.52		
ウェブテクノロジー株式会社	大阪府大阪市西区立売堀2丁目4番5号			500	3.75	500	3.75				
里 健介	大阪府大阪市東成区			500	3.75	500	3.75	500	3.15	50,000	2.77
正井 俊人	兵庫県芦屋市			500	3.75	500	3.75	500	3.15	50,000	2.77
溝口 雅次	大阪府八尾市			355	2.66	355	2.66				
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4番6号			290	2.17						
柳藤 篤彦	埼玉県春日部市					300	2.25				
有限会社Qインベスターズ	東京都千代田区平河町2丁目4-8							1,400	8.83		
堀江 雄一	東京都中央区							630	3.97		
株式会社ISE	東京都中央区日本橋兜町7-15							630	3.97	144,300	8.00
北日本地産株式会社	岩手県盛岡市月が丘1丁目5-2							560	3.53	110,200	6.11
株式会社クロスワーク	大阪府大阪市中央区平野町2丁目2番8号									81,300	4.51
株式会社リアルエステート	大阪府大阪市中央区博労町1丁目8番8号									55,900	3.10
三宅 繁	大阪府									55,900	3.10
計	-	11,176	83.86	9,420	70.68	9,430	70.76	10,238	64.60	1,109,400	61.53

注 株式会社STRシステムは、表中の住所から「東京都墨田区東向島2丁目6番17号」へ住所が変更となっている。
 里健介氏は、表中の住所から「大阪市中央区」へ住所が変更となっている。
 森島雅春氏は、表中の住所から「東京都葛飾区」へ住所が変更となっている。

第2 調査の結果

1 訂正開示に至った出入金取引についての事実確認

本件調査に至る原因となった北日本との取引における問題点は下記の事実関係である。

(1) 前提となる事実

ア 北日本との関係について

(ア) 資本関係について

北日本は、ジェイホールディングス株式 110,200 株を保有しており、持株比率は 6.11%³である。当該株式の取得は、平成 25 年 3 月 22 日にジェイホールディングスが行った第三者割当増資により発行された新株のうち 560 株（平成 26 年 1 月 1 日付株式分割により 56,000 株相当数）を引き受けたこと、及び平成 26 年 4 月 8 日にジェイホールディングスが行った第三者割当増資により発行された新株のうち 54,200 株を引受けたことによるものである。

他方、ジェイホールディングス及びジェイホールディングス連結子会社は、北日本及び北日本の関係会社の株式保有に該当する事項はない。

(イ) 人的関係について

ジェイホールディングスと北日本と間には該当すべき人的関係はない。

(ウ) 取引関係について

ジェイホールディングスの連結子会社である株式会社シナジー・コンサルティング（以下、「シナジー」という。）と北日本との間には、平成 25 年 3 月より取引関係あり、以降、平成 25 年 12 月期は 4 件 316 百万円、平成 26 年 12 月期には 2 件 2 百万円、平成 27 年 12 月期には 6 件 47 百万円の不動産事業に関する取引を行っており、取引開始以降平成 27 年 12 月期まで累計で取引件数 12 件のシナジーでの売上取引がある。

以上のことから、ジェイホールディングスは、北日本がジェイホールディングス不動産事業における最重要協業先の一つであるとの認識を有していた。

イ ジェイホールディングスと北日本との平成 27 年 8 月 12 日付け消費貸借契約について

平成 27 年 8 月 12 日、北日本は、ジェイホールディングスに対し、返済期限を平成 30 年 9 月 30 日（期日一括返済）、利率を年 2.0%とし、50 百万円を貸し付けた（以下「原契約」という）。

³ 平成 27 年 6 月末時点、第 2 四半期報告書による。

ウ 平成 27 年 9 月 7 日付け第三者割当による新株予約権発行決議について

(ア) ジェイホールディングスは、平成 27 年 9 月 7 日、第三者割当による新株予約権発行(払込金総額 289 百万円。以下、「本件増資」という)を行うことを決議し、調達資金の使途、優先順位及び支出予定時期等の情報について適時開示を行った。

(イ) 上記の調達資金の使途として、第 7 順位に長期借入金 50 百万円の返済が掲げられ、支出予定時期は平成 28 年 12 月と適時開示書類で記載した。

(ウ) 平成 27 年 9 月 7 日、本件ファイナンスに関する適時開示において、ファイナンス資金は資金充当するまで別口座で管理すると公表していたが、ファイナンスの引受人に対し、新株予約権の発行代金及び新株予約権の行使代金にかかる振込先を伝達する際に、通常取引で使用するメイン口座の口座情報を伝達してしまったため、平成 27 年 9 月 24 日から同年 9 月 28 日までの間に引受人から合計 43,884,000 円の入金メイン口座に入金された。

(2) 本件出入金に至る経緯

ア 北日本からジェイホールディングスに対する依頼内容

(ア) 平成 27 年 9 月 25 日、ジェイホールディングスの代表取締役である澤畑氏に対し、北日本代表取締役 Z 氏から電話連絡があり、相談したいことがあるため、「明日(9 月 26 日)に打ち合わせできないか」と打診され、澤畑氏はこれを応諾した。

(イ) 翌 9 月 26 日、澤畑氏が北日本東京支店を訪問し、Z 氏と面談したところ、Z 氏から、北日本が複数の金融機関と融資枠の拡大交渉を行っており、については、ジェイホールディングスに対し原契約により融資をしている 50 百万円について、一時的に北日本に戻し入れしてもらい、現預金勘定を増加させたいと考えているが、これをジェイホールディングスにおいて検討できないか、との依頼を受けた。

この際、澤畑氏は Z 氏から、現在北日本は、某銀行をメインバンクとし、同行以外に他行とも融資取引関係にあり、現在、北日本の東京支店開設に伴い、東京都市部での不動産業務の拡大を図るために手元流動性を厚くすべく、上記メインバンク及び他の複数行と事業資金、運転資金に関する融資増額の打診を行っているとの話を聞いた。

また、Z 氏は澤畑氏に対し、原契約については、当然平成 30 年 9 月 30 日まで継続していると理解しており、遅くとも平成 27 年 10 月 15 日にはジェイホールディングスに対し、再度入金できる旨の確約をした。

(ウ) 澤畑氏は、北日本がジェイホールディングス不動産事業における最重要協業先の一社であることから、Z 氏の依頼を断ることはできず「当社の資金繰りに問題がなければ協力致します。資金繰りを確認の上、ご回答します。」と返答した。

イ 本件出入金を行うことについてのジェイホールディングスにおける意思決定過程

(ア) 平成 27 年 9 月 28 日、澤畑氏が同日より 10 月 15 日頃までの資金繰りを確認したところ、上記 50 百万円を一時的に支出しても資金繰りがショートしないことが確認できた。

(イ) 平成 27 年 9 月 28 日付の会議議事録によると、澤畑氏は、その旨を Z 氏に伝えるとともに、

ジェイホールディングス会議室において、ジェイホールディングス取締役の高木氏及び特別顧問の森島氏に対し、以下のように説明を行った。

- ① 平成 27 年 8 月 12 日付金銭消費貸借契約に基づき、ジェイホールディングスは北日本より 50 百万円について平成 30 年 9 月末日を返済期限として借入を行っている。
- ② Z 氏より、北日本が金融機関との交渉に際し、当該金融機関に対する預金残高を積み増ししたいことから、上記 50 百万円に関して、ジェイホールディングスから北日本に対して、10 月初旬に一旦送金し、その後 10 月 15 日までに北日本からジェイホールディングスに対し、50 百万円を入金するという取引の依頼があった。
- ③ 北日本の財務状況、資金繰りの状況及び過去の北日本との取引状況から総合的に判断して、上記入金約束が不履行になる可能性は低いと判断されること、また、連結子会社であるシナジーは北日本と緊密に協業しており、その結果、平成 27 年 10 月 31 日付けで北日本からシナジーに対し、20 百万円のコンサルティング収入としての入金を見込んでいること等を勘案すると、北日本に対し、上記資金移動に関する協力を行うことはシナジーの事業の発展に有益であると考えられること。
- ④ 従って、ジェイホールディングスが北日本に対し、平成 27 年 10 月 1 日付けにて 50 百万円の送金を実行したい旨、及び上記送金額に加えて、平成 27 年 10 月 15 日付け入金後の金利計算を容易にするため、平成 27 年 8 月 12 日から平成 27 年 10 月 1 日までの金利相当額である 136,986 円も同時に送金する旨の説明がなされた。

(ウ) 澤畑氏からの上記説明を受け、高木氏及び森島氏は、澤畑氏と慎重に協議した結果、本件出金から入金までが短期間であること、入金について北日本の Z 氏が確約していることから再入金についても確信できること、本件出入金の後にも原契約に関する貸付条件等に変更をきたすものではなかったことから、高木氏及び森島氏は上記取引を行うことに異議なく同意した。

ウ 本件出入金を行った平成 27 年 10 月 1 日当時のジェイホールディングス取締役等の認識

澤畑氏、高木氏及び森島氏は、本件出入金の後にも原契約に関する貸付条件等に変更をきたすものではなかったことから、本件出入金によっても原契約は解除、解約されることなく継続して存在すると考え、本件出入金が「原契約に関する期限前返済」及び「新たな重要な資金の借入」とは認識せず、ジェイホールディングスと北日本間の一時的な「仮払金」、「仮払金の戻入」として処理できると認識してしまった。

そのため、ジェイホールディングス社内での稟議処理、取締役会決議、適時開示等の社内外手続を行う必要がないと判断した。

(3) 本件出入金に先立って行われた第三者割当増資取得資金の口座間移動について

ア 口座間移動がなされた経緯

(ア) ジェイホールディングスが北日本に対し 50,136,986 円の送金を行うことを決定した後、平成 27 年 9 月 30 日、澤畑氏は、ジェイホールディングスのメイン口座及び別口座の同日時

点での残高を確認した。

同日時点で、メイン口座の残高は平成 27 年 9 月 7 日の第三者割当増資取得資金（以下、「本件ファイナンス資金」という）等の 29,613,683 円、別口座の残高は 20,531,855 円であった。

(イ) いずれの預金残高も上記送金予定額に満たなかったことから、平成 27 年 10 月 1 日付 50,136,986 円の送金を可能にするため、メイン口座から別口座に 29,613,000 円の振替（口座間移動）を行い、別口座の預金残高を 50,144,855 円とし、出金を行った。

イ 本件ファイナンス資金の管理

本件ファイナンス資金により本件出金を行うことは、本件ファイナンスに関する適時開示で記載した「調達資金の用途」の変更にあたるため、本来ジェイホールディングス社内での稟議処理、及び取締役会での決議が必要であった。しかし、本件出金に関与した澤畑氏、高木氏は、本件出金が資金用途の変更該当するとの認識を欠いていたため、本件出金に関し稟議処理、及び取締役会での決議を行っておらず、他の取締役や監査役に報告・相談も行っていない。

また、他の取締役及び監査役は、本件ファイナンス資金が当然別口座にて管理することについて認識が薄かったため、これらの役員から本件出金を問題視する意見は出なかった。

(4) 本件出入金の問題点

ジェイホールディングスは、事後的に平成 27 年 11 月 20 日付で、顧問法律事務所より本件北日本との出入金に関しての問題点につき法的見解の助言を取得し、法的問題点の所在を認識するに至った。今回、当委員会においても本件事実関係の再確認を行った。結果、概ね同様の問題点が見い出された。その問題となる内容は (5) ~ (8) の通りである。

(5) 本件出入金の法的性質

ア 本件出入金について当初、ジェイホールディングスの役員は、原契約の効力を維持しつつ、北日本に対して仮払金として 50 百万円を支払い、その後、北日本から仮払金の戻入として 50 百万円を戻してもらうことから、原契約に対する返済及び新規借入ではないと判断した。

イ しかし、平成 27 年 10 月 1 日にジェイホールディングスが北日本に対して送金した金額は、原契約の元金 50 百万円に同日までの日割り計算による約定利息を上乗せした 50,136,986 円であることから、客観的合理的に判断すれば本件出金は原契約に基づく貸金の繰上返済であるとみるべきである。

そうすると、北日本からジェイホールディングスに対する平成 27 年 10 月 15 日の 50 百万円の入金は、原契約とは別の新たな消費貸借契約に基づく北日本からジェイホールディングスに対する貸付金であると考えざるを得ない。

(6) 会社法上の問題点

ア 本件出金について

(ア) 上記のとおり本件出金は繰上返済と評価すべきものであるが、繰上返済そのものについては、会社法において当然に取締役会決議を経ることが必要とまではされていない。また、本件出金の2週間後の平成27年10月15日に本件出金とほぼ同額の入金がなされたため、ジェイホールディングスの事業等に実質的な影響は生じていない。

(イ) しかし、原契約において平成30年9月30日とされた返済時期を3年弱も繰り上げて返済するものであり、ジェイホールディングスの資金繰りの状況から、仮に平成27年10月15日の50百万円の入金がなされなければ、ジェイホールディングスの事業計画・資金計画に大きな影響を与えていたことは明らかであった。

(ウ) また、平成27年9月7日に行った本件ファイナンスに関する適時開示においては、長期借入金50百万円の返済は、調達資金の使途の第7順位とされ、その支出時期は平成28年12月とされている。よって本来、本件出金は増資における調達資金の使途の変更に該当する適時開示を要求される重要な事実である。

(エ) 以上を考慮すると、本件出金は会社法362条4項柱書において取締役会決議が要求されている「重要な業務執行」にあたるものと考えられるべきものである。

従って、取締役会決議を経ずになされた本件出金は会社法362条4項柱書に違反する行為である。

イ 本件入金について

(ア) 「多額の借財」を行うには取締役会決議を要するとされている（会社法362条4項2号）。

ここで「多額の借財」とは、当該借財の額、会社の総資産及び経常利益等に占める割合、当該借財の目的及び会社における従来の取扱い等の事情を総合考慮して判断されることになる（東京地判平成24年2月21日⁴ほか）。

(イ) ジェイホールディングスにおいて、本件入金が「多額の借財」にあたるか検討すると、50百万円という金額は、ジェイホールディングスの直近の平成27年12月第3四半期における総資産329百万円の15%にも相当すること等から上記裁判例と比較しても明らかに「多額の借財」にあたるといえる。

(ウ) 従って、本件入金は、会社法362条4項2号によって取締役会決議を要するものであり、これを経ずに行った行為は、会社法362条4項2号に違反する。

(7) 社内規程上の問題

ア 本件出入金は、上記のとおりいずれも会社法上取締役会決議が必要な事項であるから、ジェイホールディングスの社内規程上も、取締役会による決裁事項とされている（取締役会規程29条別表(1)34頁）。

従って、取締役会決議を経ずになされた本件出入金は同規程にも違反している。

⁴ 当該裁判例においては借入金2億円について対象会社の資本金の18%、資産の約6%、経常利益の約33倍に相当するとして、「多額の借財」に該当すると判断された。

イ また、上記のとおり本件出金は繰上返済と評価すべきものであるが、繰上返済についてはジェイホールディングスの社内規程上、取締役会の決済が必要とされている（組織規程第 29 条別表「職務権限明細表」）。

従って、取締役会決議を経ずになされた本件出金は同規程にも違反する。

(8) 適時開示における資金使途に係る問題点

ア 平成 27 年 9 月 7 日、本件ファイナンスに関する適時開示において、本件ファイナンス資金は資金充当するまで別口座で管理すると開示していた。

しかし、本件ファイナンスの引受人に対し、新株予約権の発行代金及び新株予約権の行使代金にかかる振込先を伝達する際に、通常業務で使用しているメイン口座の口座情報を伝達したため、平成 27 年 9 月 24 日から同年 9 月 28 日までの間に引受人から合計 43,884,000 円の入金がメイン口座に入金された。

その後、本件出金のために平成 27 年 9 月 30 日に本件ファイナンス資金の一部である 29,613,000 円を別口座に振り替えるまで、本件ファイナンス資金をメイン口座で管理していた。係る行為は、上記の適時開示に反する行為である。

その後、平成 27 年 10 月 15 日の北日本からの 50,000,000 円の入金後、平成 27 年 10 月 16 日に 33,500,000 円をファイナンス資金の管理口座へ振替し、別管理を行っている。

イ 上記のとおり、本件出金は、平成 27 年 9 月 7 日に適時開示を行った増資による調達資金を原資とするものであるところ、同適時開示によって開示された資金使途を変更するものである。

よって、本件出金は、資金使途の変更に係る適時開示が本来必要とされるどころ、これがなされていない。

(9) 当委員会の所見

上述のように、本件は、取締役会承認という会社法上及び社内規定上の手続き違反、適時開示においてファイナンス調達資金を別口座で管理する旨の記載をしながらもそれを遵守していなかったこと、調達資金使途の変更について適切に開示ができなかったことが認められる。ただし、澤畑氏は高木氏・森島氏に事前に相談をした上で実行をしており、特定の役職者が独断で業務執行したとまで評価できるというものではないと思料する。

また、平成 27 年 10 月 1 日の 50 百万円の出金後の預金残高が極めて少なくなる中、資金繰りは綱渡りの状態であった。そのような意味でも、極めて慎重な経営判断が要求される場面であったところ、結果としては北日本から再度の借入資金を得られたものの、本件出入金を取締役会決議を経ていないことは善管注意義務という観点からも重要な問題であった。

北日本の手元流動性確保への協力は、重要取引関係先からの依頼であり資金の借り手として一時的に借入金の返金を求められるという弱い立場でもあり、資金繰りの都合も問題ないと判断をして協力したということであり、また、事後のジェイホールディングス内での報告によると、北日本の会計処理において、長期貸付金が現預金に振り替えられたものであり、資産の増加や利益の

増加といった粉飾行為に利用された事実は認識していないこと、本件取引に関して、特定の役職員による不当利得行為、会社の財産に対する毀損行為、違法行為に加担する幫助行為の存在はなかったものとされている。

この点については、道義的観点から相手方の銀行対策のために短期的な手元流動性を厚くすることへの協力行為の適切性には疑問の余地はあるものの、法的な観点からの義務違反までは認められないものと思料する。

一方で、本件の発生直前に、度重なる意思決定手続きや適時開示に係る任務懈怠について一部の取締役に対し善管注意義務違反を理由に処分したところ、その直後に当該問題が発覚しており、内部管理体制の欠陥が露呈したとも言える。

2 資金取引に関する類似行為の調査

上述1に係る出入金は、社内手続違反と適時開示義務違反行為に当たるものである。そこで、過去5年間（平成23年1月1日から平成27年12月31日）において、北日本との資金貸借に係る出入金と同様の問題（特に、顧客・株主などの依頼に基づいた一時的な資金移動やこれに派生する違法行為の可能性や手続き違反）が発生していなかったかどうかという観点を軸とし、取締役会決議及び適時開示が要求される行為につき、これらが適切になされているか否かについて、当委員会において独自の調査を行った。

(1) 具体的な調査方法

具体的な調査方法については当委員会が決定した下記の方法により調査を実施した。

ア 資金取引についての類似取引としては、本件の問題の事案が資金借入に係るものであることに鑑み、過去5年間の資金貸借取引（グループ会社間の資金移動を除く）の取引証憑に係る関連資料の確認や承認手続き等を確認した。

イ また、ジェイホールディングスから連結子会社を含むグループ全社の過去5年間の会計データを入手し、当委員会において10百万円以上の出入金取引⁵を抽出し、取引内容の確認、必要に応じ取引証憑に係る関連資料の確認や役員へのヒアリングにより取引の経緯や取引実態を確かめた。なお、平成27年度は、適時開示ガイドラインで一定の発生事実の適時開示が要求されている直近事業年度末純資産の30%という基準額が10百万円を下回るため、5百万円以上の出入金を抽出対象とした。

(2) 調査結果

ア 過去5年間の資金貸借取引（グループ会社間の資金移動を除く）の確認

⁵ ジェイホールディングスでは取締役会決議を求める取引金額が定量的に定められていないが、会社規模や適時開示のルールを参考に、本調査では10百万円以上の出入金取引を重要性のある取引とし、本調査では調査対象とすることとした。

会計データより過去5年間の資金貸借取引を抽出し、契約書の有無、取締役会決議等による適正な承認プロセスを経ているかどうか、適時開示の要否が遵守されているか、という点について確認を行った。

結果、一部で契約書の存在が確認できないもの、取締役会決議を経していない貸付及び借入が散見された。適時開示については、借入金の実行時に、通常では適時開示をすべき基準である直前事業年度末の純資産額の30%以上に該当する取引について適時開示がされていないものが認められた。

例えば、貸付実行時に取締役会決議が確認できない貸付金には、平成23年度において貸付実行時の一部にジェイホールディングスの社外監査役を務める人物が代表取締役である会社への貸付がされているが、貸付実行時に取締役会決議がされておらず後日になって追認手続き及び契約書の締結がされているものがある。平成27年度にも取締役会決議が確認できない貸付の実行がある。

また、取締役会決議が確認できない借入金には、平成27年度の関連当事者や取締役からの借入について、借入実行時に直前事業年度末の純資産額の30%以上の取引であるが適時開示がなされていないものがある。

さらに、意思決定手続きを確認する中で、資金貸借取引以外においても、過去5年間において適時開示がなされている重要事項が取締役会において承認手続きがされていない、あるいは、報告事項ともされていない事項が散見された。これらにつき、取締役会での承認または報告はなくても実行時には役員間での協議等はされているとのジェイホールディングスの説明を受けているが、客観的に意思決定プロセスを明示する証憑がない。これらは、取締役会による承認または報告の要否について改めて必要な手続きの確認と事後とはなるが適切な対処をする必要があるものと思料する。

上記事項につき、当委員会の調査詳細を別途会社へ提示し、必要に応じ関係各所と協議の上、適切な処置をするよう勧告した。なお、取締役会決議がなされている重要事項で適時開示がなされていないものは見当たらなかった。

イ 重要な出入金取引の確認

会計データより過去5年間の10百万円以上の出入金取引（平成27年度は5百万円以上）を抽出し、当委員会において確認が必要と認めた取引について、取引内容の確認、必要に応じ取引証憑に係る関連資料の確認や役職員へのヒアリングにより取引の経緯や取引実態を確かめた。

これらの個別取引においては、証憑の確認ができない取引、承認プロセス等に著しく疑義を覚える取引、ヒアリング及び関連書類の確認により事実関係に重大な疑義のある取引は認められなかった。特に、北日本との借入取引に係る出入金と同様の資金移動（顧客・株主などの依頼に基づいた一時的な資金移動）が発生していないかどうかを確認したが、上述アで指摘の取引を除き、ジェイホールディングスの資金繰りを支援するための借入や返済、営業関係に基づ

く通常取引の発生手続きに指摘すべきものはなく、本件調査の発端となった北日本との資金移動と類似する問題があるものと認識すべきものは発見されなかった。

3 内部管理体制の調査

上記2と合わせて、本件問題の発生要因となった内部管理体制の現状の状況を確認するため、関係者へのヒアリング、関連資料の閲覧を実施した。

(1) 関係者へのヒアリング

平成28年1月13日ないし15日にかけて現在の取締役、監査役、管理担当職員から面談によるヒアリング調査を行った。

面談によるヒアリング調査対象者は代表取締役澤畑氏、取締役高木氏、同門馬氏、監査役松本氏、同四方氏、同石井氏、特別顧問森島氏、管理部担当者、内部監査室担当者、管理本部経理担当者の10人である。

また、ジェイホールディングスから過去の退職者リストの提供を受け、平成28年1月22日ないし27日にかけて、既に退職している取締役、監査役、管理部担当職員について電話によるヒアリング調査を実施した。

電話によるヒアリング対象者は退任した取締役4名、退任した監査役4名、退職した経理担当者社員1名の9人である。その他の者14名は連絡がつかなかった。

(2) ヒアリング結果

ア 現在の取締役、監査役、管理担当職員

現在の取締役、監査役、管理担当職員に対するヒアリング結果の概要は以下のとおりである。

(ア) 取締役、監査役について上場会社の役員としての資質、能力の不十分性が認められる。

役員らは、過去における会社の役員（特に上場会社として）として経験、実績が乏しく、上場会社の役員として要求される民法、会社法等の法律知識や適時開示のルールについての知識が不十分である。

今回の北日本に対する50百万円の入出金に係る一括返済、新規借入の件について、会社法上取締役会決議が必要であること、返済原資をファイナンス資金から拠出したことに関し適時開示が必要となることやファイナンス資金は別口座で管理すると適時開示しながら実行しなかったことについて、適正な認識を持っていなかった。

また、一部の取締役や監査役に対して役員としての善管注意義務や内部統制報告書制度（J-SOX）について質問したところ、明確に答えられない者も存在した。

(イ) 取締役、監査役について子会社等の役員を兼任している関係でジェイホールディングスの役員としての十分な任務をこなせていない。

具体的には、取締役・高木氏は子会社のイザットハウスの従業員を兼任しており、通常はイザットハウスの営業活動に従事しているため、ジェイホールディングスの役員として

の任務を十分にこなす余裕がないものと見受けられた。当人も担当管掌部門もなく取締役会に出席しても基本的には報告を聞いて、代表取締役の判断に任せるというスタンスが見て取れた。

取締役・門馬氏は、子会社のフクロウの代表取締役を兼任しており、通常はフクロウの営業活動全般に従事していることから、ジェイホールディングスの役員としての任務をこなす十分な余裕がないものと見受けられた。担当管掌部門もなく取締役会に出席しても基本的には報告を聞いて、代表取締役の判断に任せるというスタンスが見て取れた。

監査役・石井氏は、本業は実家の不動産業であり、ジェイホールディングス内で執務している時間も短く、取締役会に出席しても特に意見を述べることはない。

監査役・四方氏は、本業は司法書士で司法書士事務所を経営しており、ジェイホールディングス内で執務している時間も短く、取締役会に出席しても特に意見を述べることはない。

(ウ) 取締役、監査役、管理担当職員について知識不足があることは認識しているにもかかわらず、具体的な改善策が実施されてこなかった。

具体的には、ヒアリングによれば社内の人材について知識不足があることは自覚しているものの、抽象的に何か研修のようなものを行う必要があるとは思う程度で具体的に研修を受けたり勉強会を実施しようという動きまでではないように窺えた。

ただ、平成27年8月ころから社内に適時開示対策チームを設置しているなど内部管理体制の強化を図ろうとしていたところ、今回の北日本の50百万円の出入金の一連の件は、不幸にも策定した対応策が完全に機能する前に生じてしまったともいえる。

(エ) 役員、管理担当社員の入れ替わりが激しく人材が定着していない。

短期間のうちに取締役、監査役、管理担当職員が入れ替わっており社内に人材が定着していないことから、これらの現象について質問したところ、多くの対象者から報酬や給料が低い割には仕事が忙しく残業も多いため待遇に不満を持ち、途中で辞めてしまう者が多い旨の回答が得られた。

(オ) 上記(ア)ないし(エ)から社内の管理体制が有効に機能していない懸念がある。

上記(ア)ないし(エ)からもわかるとおり、共通して、上場会社の取締役、監査役として期待される監視義務が果たされておらず社内における管理体制が上場会社に求められる水準で有効に機能していないのではないかと回答が得られた。

(カ) ジェイホールディングス及び子会社について不正会計、使途不明金、横領、背任などの違法行為や不正行為は認識していない。

取締役、監査役、管理担当職員の全員に対して、社内における上記違法行為等の存在について質問したが、全員がそのような問題は一切認識していないと回答した。

イ 既に退任した役員、管理担当職員に対する電話によるヒアリング

既に退任した取締役、監査役、管理担当職員に対するヒアリング結果の概要は以下のとおりである。

(ア) 退任した理由は本業を優先したからであること

数人に共通していたのはジェイホールディングスの関係者等からの紹介で手伝って欲しいと依頼され役員に就任したものの、もともとの自分の本業を優先せざるを得なくなり退任に至ったものであること。

(イ) 退任した理由として待遇の悪さもあげられること

社外取締役であった弁護士、社外監査役であった弁護士については弁護士でありながら、短期間のうちに両氏が同時に社外役員を辞任しており、不可解であったことから、この点について重点的にヒアリングを行った（ただし、元社外監査役の弁護士は協力が得られなかったため、知人でもある元社外取締役の弁護士を通じての間接的なヒアリングとなった）。

その結果、両弁護士とも当時の代表取締役から依頼を受けて社外役員に就任したものの報酬が月額5万円と低額な割には毎月の取締役会に出席しなければならず負担が大きいことから辞任するに至った旨が確認された。

(ウ) 社内の管理体制が脆弱であったこと

共通して社内の管理体制について上場会社としてはあまりしっかりしておらず脆弱であった旨の回答が得られた。

ただし、当時は社内の管理体制が有効に機能していないことに起因する特段の重大な問題までは生じていなかったとのことである。

(エ) 役員、管理担当職員としての知識が不足していたこと

当時の社内の管理体制について質問しても「よく分からない」と回答した者も散見された。これはおそらく社内の管理体制の意義や必要性について十分に理解していなかったことが原因であると思料される。

(オ) ジェイホールディングス及び子会社について不正会計、使途不明金、横領、背任などの違法行為は認識していない。

退任した取締役、監査役、管理担当職員に対して、社内における不正や違法行為等の存在について質問したが、全員がそのような問題は一切認識していないと回答した。

(3) 関連書類の閲覧

公表資料の他、当委員会の依頼により、ジェイホールディングスへ下記書類を依頼し、閲覧し、必要に応じヒアリングを実施した。

・取締役会議事録

過去5年間（平成23年度から平成27年度まで）にわたる取締役会議事録。

・監査役会議事録

過去5年間（平成23年度から平成27年度まで）にわたる監査役会議事録。

・稟議書一覧

・監査法人からの指摘事項等一覧

・諸規程一式

取締役会規程、内部監査規程、監査役会規程、組織規程、子会社管理規程、稟議規程、経理規

程、職務分掌規程、コンプライアンスマニュアル

- ・内部統制報告書制度に係る全社的な内部統制の評価シート
- ・各種契約書（主に金銭消費貸借契約書）
- ・当委員会において提示を要望した取引証拠 等

依頼資料については、一部において、ジェイホールディングスの文書保管上の問題があり、提示を受けるのに時間を要するものがあり、また、完全に全ての依頼資料の提示を受けることは出来なかった。但し、心証としては総合的には本調査での目的に影響しない程度であり、対応自体が不誠実であるということもなく、依頼資料の整備に端を発し隠ぺい行為の意図や不正等の兆候の認識には至らなかった。

(4) 閲覧結果

ア 取締役会議事録

(ア) 取締役会議事録の内容

定時取締役会においては月次決算承認や当社及び子会社の外部との取引について決議が諮られていた。ただし、前述のとおり一部について取締役会決議が確認できない事案が散見された。

(イ) 取締役会出席者

毎回、取締役、監査役のほぼ全員が出席し、決議がなされている。この点は現在の役員に対するヒアリング結果からも裏付けられており、ヒアリング対象者からは概ね毎回、取締役、監査役の全員が出席していた旨の回答が得られている。

(ウ) 取締役会議事録の保管

取締役会議事録は専用のファイルにて保管されていたが、取締役会議事録中で別紙書面や添付書面として引用されている書面（契約書など）が対応する議事録に添付されていなかった。当委員会で確認したところ添付書面の類型（契約書など）ごとに別のファイルに保管されており、取締役会議事録ファイルにはその写しが添付されていなかった。

イ 諸規程一式

上記のとおり取締役会規程、内部監査規程、監査役会規程、組織規程、子会社管理規程、稟議規程、経理規程、職務分掌規程、コンプライアンスマニュアルが具備されている。また、各役員、管理担当従業員において諸規程の存在や閲覧可能な状態で社内で公開されているものの、諸規程の内容について十分な理解が図られていない可能性も否定できない。

また、コンプライアンスマニュアルにおいて相談窓口が監査役の松本氏となっていることから、同監査役に対して今までの相談通報件数を確認したところ、件数はゼロであるとのことであった。

ウ 各種契約書（主に金銭消費貸借契約書）

過去5年間におけるジェイホールディングス及び子会社と外部との間の金銭消費貸借契約書を確認した。ただし、前述のとおり一部の取引について取締役会決議を経ていないものが確認された。

なお、金銭消費貸借契約を交わしている外部の会社について、ジェイホールディングス及び子会社の関連性を確認するために当該外部会社の登記簿謄本を入手して確認したところ、ジェイホールディングスと人的関連性があることが新たに判明した相手先は見られなかった。

第3 原因及び背景

本件調査の通り、ジェイホールディングスは、平成27年8月14日の訂正開示を行ったことと同時に、平成27年8月3日よりジェイホールディングス特別顧問の森島氏をチームリーダーとした「適時開示対策チーム」を発足させ、過去の不適正開示に関する精査を行うとともに、平成27年9月1日付にて「適時開示に関する規程」を制定し（平成27年9月11日改訂）、平成27年9月11日にはグループ会社役員へ周知し、適時開示体制の改善を図り、再発防止のため、コンプライアンスマニュアルの改訂、外部専門家との連携等、諸々の再発防止策を策定した。

その後、平成27年12月4日付「(変更)「資金の借入に関するお知らせ」の一部変更について」「(変更)「第三者割当による第1回新株予約権発行並びに当社連結子会社と(株)エーネット等との業務提携基本契約の締結に関するお知らせ」の一部変更について」で公表の通り、北日本との資金貸借取引に係る法律行為の誤認識、ファイナンス資金の別口座での管理についての適時開示違反が発生した。加えて、本調査において、その他、取締役会決議事項や適時開示事項の不足といった問題が生じている事実が認められた。

このような問題が発生した原因及び背景としては、ジェイホールディングスの役員陣のガバナンス意識の不十分さと内部管理業務に関する不見識、これに起因する内部管理体制上の課題があり、それらが本件のような問題の発現につながったものと思料する。

1 役員陣のガバナンス意識の不十分さと内部管理業務に関する不見識

本件調査の契機となった北日本との資金貸借に係る出入金において、上述のとおり、経営陣においては係る行為が会社法及び社内規程等に違反する可能性が存することを認識せず、事前に外部専門家の意見を求めるなどの行為を行っていなかった。

一方で、代表取締役・澤畑氏へのヒアリングによると、北日本への50百万円の繰上返済について取締役・高木氏、特別顧問・森島氏との事前の協議の場を設けて相談し、協議者間で合意形成を諮ったとのことである。その上で、本件の資金移動の法的性質と取締役会決議の必要性並びに適時開示の必要性を認識することが出来なかったとのことである。協議に参加した3名のうち2名は取締役会構成メンバーでもあり取締役会決議の過半の議決権を持っていることになるため、事実上の業務執行の意思決定は事前になされていたものと推認できる。また、事前の協議に参加していない取締役の門馬氏、監査役各人に対しては、当委員会が、当該問題についての見解を各人それぞれに個別ヒアリングにより聞いたところ、仮に北日本への出金より事前に取締役会決議が行われたとしても、本件出金に異論があること、あるいは、本件出入金が借入の繰上返済と新規借入れの実行に当たること、ファイナンスの資金使途の開示に違反するものであることを認識でき、指摘することは出来なかったとの回答を得ている。一部の監査役は、記憶は明確でないが、事前に北日本への資金移動の協議をしている様子も垣間見ていたとのことである。従って、本件に関して取締役会決議が仮に事前に行われていたとしても、いずれにしても他の役員から問題点が指摘されることはなく、善処がされる結果になることはなかったと考えられる。

また、ファイナンス資金について別口座で管理するという開示資料での記載については、澤畑氏は増資公表時の開示書類に記載していることの認識はあり別口座管理しないといけないという意識は持っていつつも実行できていなかったとのことである。当委員会による各人へのヒアリングでは、他の取締役、監査役においては、そもそも増資公表時の開示書類にファイナンス資金を別口座で管理する旨の記載がなされていることの認識がなかったと思われる。

また、調査結果に記載の通り、調査での指摘事項を除き、過去の資金移動や出入金自体に明らかな不正や違法行為の疑義が生じるものは見当たらなかったものの、過去の適時開示事項で取締役会決議がされていないもの、資金貸借取引について取締役会決議・適時開示に不備のあるものが散見される結果が認められた。

このような問題が発生する原因としては、本件調査において、下記のガバナンス体制上の問題があると史料する。

(1) 管理担当専任役員がいないこと

ジェイホールディングスにおいて、取締役各人は子会社における事業の業務執行を主として管掌している事実が認められる。通常、上場会社においては、財務・会計・法務・開示に関する管理業務を管掌する管理業務担当の専任役員が存することが求められるが、ジェイホールディングスにおいては、管理業務を専任で管掌する地位にある取締役が存在しない。

適時開示書類の問い合わせ先は取締役の高木氏が記載されているが、高木氏が管理業務に関する業務を実効的に関与しているという事実は認められなかった。また、高木氏へのヒアリングにおいても、高木氏が管理業務に関する業務の知見を有しているとの心証も得られなかった。

また、ジェイホールディングスは平成27年8月以降、体制を強化するため、適時開示対策チームが発足され、ヒアリングでは業務改善の意思は持っているものと推認はされるが、当該チームが発足したばかりということもあり実態としての業務改善は途上であり、北日本との本件取引については問題を認識するには至らず、問題が表面化したものと史料する。

(2) 役員の見識と管理業務に関する専門知識の不足

ジェイホールディングスでは、平成27年8月以降、特に適時開示に関し適時適切な情報開示を行うための各施策を行った。北日本への問題が発生した時点において、内部管理体制の不備を今後改善する必要性と問題意識はあることが推認されたが、実効性をもって開示に関する内部管理体制を整備することは途上である状況である。

取締役各人は子会社における事業の業務執行を主として管掌している事実が認められ、過去において管理業務に従事した経験もなく、各人へのヒアリングでは研修への参加や自己研さんに励んだという事実を確認することも出来なかったことから、管理業務に関する専門知識も不足していると指摘せざるを得ない。

(3) 取締役会について

上記(1)(2)に記載の通り、取締役・監査役の各人へのヒアリングによると、管理業務の面に

において責任を担う担当専任役員が不在で、上場会社に求められる専門性を有した役員もまた不在であるため、実務面を外部のリソースに頼っている現状がある。また、過去の取締役会議事録を閲覧したが、決議事項や報告事項について特段の発言の記載はなく、また、添付資料が綴じられておらず十分な説明資料に基づき審議を経ていることを確認することは出来なかった。取締役各人へのヒアリングにおいても、上場会社の役員にふさわしい高い見識を得ようとする努力や、意思決定や経営判断について批判的・牽制的な観点から活発な議論がされていることを窺うことは出来なかった。

(4) 監査役会について

監査役各人において監査業務の分担は決められておらず、監査役会の実施については監査役会議事録は確認できたが、討議内容や議事の詳細については記載がなく添付資料も付されていないかった。

各監査役へのヒアリングを通じ、監査役協議会へ加入したり、各種研修会へ参加するなど、上場会社の監査役として、監査役監査実務の向上を図っていることは確認できず、監査役各人の専門性の向上と専門性を活かした強固な連携をしようという意思があることの心証を得ることも出来なかった。

そのため、監査役においては、ガバナンスの観点から深い問題意識をもって日常の監査役監査業務を実施し、監査役会の機能も強化していくことの必要があると思われる。

2 内部管理体制における課題

また、役員陣のガバナンス意識の不十分さと内部管理業務に関する不見識と相まって、内部管理体制の整備・運用状況について以下の課題が検出された。

(1) 専任かつ専門能力を有する管理担当者の不在

名目上の管理担当役員は配置されているものの、取締役は子会社の営業業務などを兼任で担当しているという状況の中、管理業務を担当する役職員について、相応の能力を持ち合わせ内部管理業務を所管する常勤職員の責任者も不在の状況であったため、現状では外部の専門家に頼っている状況にある。

例えば、内部統制報告書制度（J-SOX）に関する文書の作成や評価業務は会計専門家へ外部委託されているが、社内での管理監督機能が不十分な状況で、個々の評価項目について社内での十分な検証がされていることの確認はできなかった。他、決算作成実務業務も一部が外部委託されているが社内の担当責任者が実効性をもって適正な決算業務の検証を行っていることの確認はできなかった。

(2) 人材の定着

「第2 3」に記載のとおり、ジェイホールディングスの管理部門の役職員は頻繁に入れ替わっており、定着がなされていなかった。

そのため各役職員は、十分にその業務に習熟することが困難であると認められる。また、就任時には十分な業務の引継ぎもなされておらず、業務内容を指導する者も不在なため、新たな担当

者は前任者が行った業務内容を十分に把握できていない中で業務を実施することとなる。また、このような組織状況において人員体制も十分ではない中で、待遇面も含めた就労環境が、これらの役職員が定着しない要因として一因があるものと推認される。

このように人材が定着しなかったことから、業務が画一されず、業務品質も向上が図られていなかったものと思われる。

(3) 必要な内部管理業務等の不徹底

本件調査においては、必要な内部管理業務の不徹底が見られた。依頼した過去の資料について提示を受けるのに時間が掛かったり、概ねは一連の依頼資料は確認ができたが、一部資料は紛失等により提示を受けられず、全ての依頼書類・証憑は確認できなかった。稟議による承認プロセスについては、稟議一覧は作成され一定事項の稟議承認はされているが、稟議で起案する事項が統一したルールに従って遵守されていない状況が見受けられる。諸規程は閲覧可能な状態で社内で公開されているものの、諸規程の内容について社員間に十分な理解が図られていない可能性も否定できない。内部監査は、内部監査担当は置かれているものの十分な実施についての活動記録を確認することは出来なかった。

このような内部管理体制であることが、本件で露呈したような適切な手続きを看過した一因となっているものと言わざるを得ない。

当委員会による本件に関連した調査範囲に関する限りでは、「第2 2」で指摘した事項を除き、明らかに重大な不正あるいは違法行為や、経営トップの独断による内部統制無効化リスク⁶が表面化しているような事実関係は認識されなかったものの、ガバナンス体制を含む適切な内部管理体制の改善がされないと、将来的に、本件と同じような承認プロセスの不備や開示情報の不足・不適正な事案が再発する可能性がある。また、このような内部管理体制では、リスクが発生する際やリスクの発現の徴候が現れた際に、取締役会・監査役会において十分な相互牽制が働かず、また、各人が善管注意義務、監督義務を発揮することもできず、事前にリスクを摘みリスクの顕在化を防止することもできず、あるいは事後に問題を発見し適切な対処を取ることにも困難な虞がある。

⁶ 平成28年1月27日「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」（日本公認会計士協会 会長通牒平成28年第1号）においても言及されているリスクである。

第4 再発防止策

以下、本件調査の結果、本調査委員会としての再発防止策を提言する。

1 役員陣の見識の向上施策の実施と専門家人材の登用

上述「第3 原因及び背景」に記載の通り、ガバナンス体制の不全と役員陣の不見識が認められるため、これらを改善していく取締役・監査役には管理業務（開示、財務及び法務の知見を含む）に関する十分な知見を持った人材を登用し、あるいは、専門家との連携を図りながら問題点の察知や解決をしていき、上場会社の役員としての職責に耐えうるべく研さんに励むことが望まれる。

現在、内部管理体制の強化を図っている様子は窺えたが、定期的な研修、外部専門家人材との情報連携のあり方の見直しと適切な責任者の配置を含めた実行面での徹底の施策を策定し、真摯に実行していくことが必要である。また、コーポレートガバナンス・コードの理念の理解と会社規模等にも対応した適切な体制を構築していくべきでもある。開示、財務及び法務の知見を有する社外役員を招聘することなども有効な施策として検討するのは一考であろう。ただし、退任した社外役員に対する電話によるヒアリングからも判明したように、専門家人材の登用には待遇面や意思決定プロセスの透明化を改善する必要があると思われる。また、上記役員陣の見識の向上施策の実施のほか、既の上場会社の役員としての実務経験や見識を有する者を取締役、監査役に迎え、経営陣を刷新する方法も有用と思われる。

さらに、現在ジェイホールディングスの取締役は子会社の役員や社員を兼任している関係上、子会社の業務執行が主業務であり、ジェイホールディングスの取締役としての十分な職責を果たすことが困難となっていることから、一定割合以上の人員は子会社の役員や社員との兼任を今後禁止し、ジェイホールディングスの取締役としての業務に専念する体制を構築することも有用であろう。

加えて、取締役会議事録には議論の過程を適切に記載し、取締役会以下の日常的な業務執行の意思決定過程についても議事の作成や役員間での共有等をしていくこと、業務上で疑問が生じた際には適切迅速に外部専門家の知見を借りること、業務執行役員間での業務上の重要な意思決定や社内意思決定プロセスの再度の見直しと徹底といった、全体的な意思決定プロセスについても適切に体制整備していく必要がある。

2 内部管理体制の充実と徹底

上記「第3 原因及び背景」に記載の通り、内部管理体制に脆弱性が見られ、また、必要な内部管理業務の不徹底が確認された。

これらで指摘された問題点については、適切な責任者を選定し、着実に業務改善をしていき、予防的にリスクの発生を抑え、事後的にも顕在化したリスクが発見され、問題を解決していく体制を構築することが必要である。また、内部管理体制の運用は、形式的な対応にとどまることなく、実質的に有効で実効性のある運用・評価をしていくことが望まれる。

3 適時開示対策チームの本格的な稼働

ジェイホールディングスは、社内に適時対策チームを設置し、特別顧問であり平成 27 年 8 月における過去の不適正な情報開示の訂正や開示遅延を発見した森島氏をチームリーダーとして、顧問弁護士や監査法人と緊密に連携した上で種々の施策を実施、着手している途上であった。

本件の北日本との間の 50 百万円の取引にかかる一連の問題は上記適時対策チームが設置され、本格稼働する前に発生してしまった事件といえる。

したがって、今後は適時開示対策チームの人材のさらなる充実を含めた本格的な稼働、顧問弁護士や監査法人との緊密な連携を図ることにより、適時開示にかかる問題を処理することが期待される。

第5 責任論

本件調査は関係者の法的責任の追及を目的とするものではないが、平成27年8月における過去の不適正な情報開示の訂正並びに開示遅延の出来事から今回の北日本との間の50百万円の取引の件に至る一連の不祥事について、ジェイホールディングス経営陣としての責任についても触れることとしたい。

平成27年8月における過去の不適正な情報開示の訂正並びに開示遅延の問題について、平成27年9月11日付の社内告知によれば、代表取締役である澤畑氏と当時の適時開示担当取締役高木氏において適時開示制度に対する重要意識の欠如及び不見識が原因とされ、同人らに対して減給処分が下されている。

今回、当委員会において面談によるヒアリングを行った結果、当委員会も平成27年8月における不適正な情報開示の訂正並びに開示遅延の原因については、上記と同様の心証を得ている。

次に今回の北日本との間の50百万円の取引にかかる一連の問題については、既に述べたとおり基本的には取締役、監査役らにおける法的知識の欠如、適時開示制度に不見識に起因するものと思料する。特に代表取締役澤畑氏については平成27年8月の件で減給処分を科された直後であるにもかかわらず、ファイナンス資金の別口座での管理を怠ったことに加えて50百万円の出入金についての法的性質や会社法上の問題並びに適時開示の要否を検討することもなく、顧問弁護士等の専門家に相談することもせず北日本からの要請に応じ一連の不祥事を惹起したことに鑑みると、上場会社の代表取締役として善管注意義務に違反したものと言わざるを得ず、その責任は決して軽微なものとはいえない。

また、他の2人の取締役のうち高木氏は代表取締役澤畑氏から事前に相談を受けたにもかかわらず、特に異論を唱えることなく、代表取締役澤畑氏の行為を容認していることから、取締役としての監視義務を懈怠した事実が認められる。ただし、高木氏、門馬氏についてはあくまで澤畑氏に対する監視義務を怠ったという点において一連の不祥事への関与は間接的であることから、その責任は重大なものではないといえる。

第6 総括

以上が当委員会の調査結果であるが、今回の北日本との間の50百万円の取引にかかる一連の不祥事並びに過去5年間に遡って調査した結果判明した取締役会決議の欠缺、適時開示の欠缺等の問題については、いわゆる代表取締役による専断的な行為に基づくものではなく、役員間における関係法令の不見識に基づく手続き懈怠の側面が強い旨の心証を得た。

例えば、今回の北日本との間の50百万円の取引にかかる一連の不祥事については出入金の法的性質、会社法や適時開示制度に対する不見識が原因となって各手続きを懈怠したものと見える。

また過去5年間にわたり散見される取締役会決議の欠缺については、当委員会において会社に対し追加でヒアリングを実施したところ、いずれの案件についても当時の代表取締役が他の取締役に相談し了解を得た上で業務執行を行ったものであり、代表取締役がいわゆる独断で執行したことなどないとのことであった。すなわち取締役会という会議体としての意思決定は行っていなかったことから、これに対応する議事録も作成されていないものの、実質的には代表取締役が他の取締役の了解も得た上で判断していたといえることから、その瑕疵の程度は比較的軽微でないと思われる。

さらに過去5年間にわたる数件の適時開示の欠缺については一重に役員の適時開示制度に対する不見識に起因するものといえ、意図的なものではなく、知らないが故に手続きを怠ったという過失犯的な側面が強い。

上記の原因に対する対応策としては第4の再発防止策で述べたとおりであるが、最も効果的な手段は取締役、監査役について上場会社の役員としての資質・能力・責任感を有する者を選定する、また、役員になった者は資質の不断の育成をしていくことである。

上場会社の役員としての資質・能力・責任感を有する者であれば、法務・会計・適時開示について迅速かつ合理的な判断を下すことが可能となり、比較的早期に会社内における内部管理体制を整備し、取締役・監査役の監視義務を果たしうる体制に持っていくことも可能であると思料する。

当委員会としては今後、社内の内部管理体制が早期に整備・改善されることを切に期待するものである。

以 上